

【保佐・補助開始申立用】

代理行為目録

・本人が同意している必要な代理行為をチェックしてください（必要最小限のものに限られます。）。

・内容については、本人の同意と必要性を確認のうえで、最終的に裁判所が決めます。

1 財産管理関係

(1) 不動産関係

- ①本人の不動産に関する取引（売却 賃貸 担保権設定 ）
- ②他人の不動産に関する（購入 借地 借家）契約の締結・変更・解除
- ③住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除

(2) 預貯金等金融関係

- ①預貯金に関する金融機関との一切の取引（解約・新規口座の開設を含む。）
- ②その他の本人と金融機関との取引（貸金庫取引 保護預かり取引 証券取引 為替取引 信託取引 ）

(3) 保険に関する事項

- ①保険契約の締結・変更・解除
- ②保険金の請求及び受領

(4) その他

- ①定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続（家賃・地代 年金・障害手当金その他の社会保障給付 その他）
- ②定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続（家賃・地代 公共料金 保険料 ローンの返済金 その他）
- ③本人の負担している債務の弁済及びその処理

2 相続関係

- ①相続の承認・放棄
- ②贈与、遺贈の受諾
- ③遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ④遺留分減殺の請求

3 身上監護関係

- ①介護契約その他の福祉サービス契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ②福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- ③医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ④要介護認定の申請及び認定に関する不服申立て

4 登記・税金・訴訟等

- ①住民票，戸籍謄抄本，登記事項証明書等の行政機関の発行する証明書の請求及び受領
- ②税金の申告・納付
- ③登記・登録の申請
- ④本人に帰属する財産に関して生ずる訴訟行為（民事訴訟法55条2項の特別授権事項を含む。）（*保佐人又は補助人が当該訴訟行為について訴訟代理人となる資格を有する者であるとき。）
- ⑤訴訟行為（民事訴訟法55条2項の特別授権事項を含む。）について、当該行為につき訴訟代理人となる資格を有する者に対し授権をすること

5 その他

-
- 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- 以上の各事務に関する一切の事項

※民法上、代理行為を特定するべきこととなっておりますので、「本人の不動産、動産等に関する管理・処分」といった包括的代理権の付与は許されません。